

大臣認定品の認定内容の変更には 大臣認定の変更申請 が必要です。

【指定建築材料について】
大臣認定品に関する
品質管理方法を見直そう！



【防耐火構造等について】
大臣認定品の耐火壁の面材
の留付間隔を変えよう！

※大臣認定仕様の範囲内
であれば問題はありません。



大臣認定の認定内容を変更する場合は、
たとえ性能が向上すると考えられても
変更申請が必要です。

変更申請を行う場合は、新規の認定申請と同様に
指定性能評価機関による性能評価※が必要です。

※性能が向上する変更の場合、新たな試験を要しない性能評価を受けることや、
軽微な変更として扱われる場合もあります。

性能評価申請

性能評価

性能評価書の交付

大臣認定申請

国土交通省の審査

大臣認定書の交付

【指定建築材料の場合】
・別添に定められた形状、
寸法等、品質基準、
品質管理方法の変更

【防耐火構造等の場合】
・別添に定められた材料、
仕様等の変更



国土交通省

変更申請をせずに以下のようなことを行くと **大臣認定不適合**となります。

それ、**認定不適合**です!!

～事例 1～

鋼材の製造設備の治工
具の交換時期を製造実
態に合わせて変更した。

～事例 2～

面材の留め付けに使用
するねじの表面仕上げ
を、環境負荷の観点か
らより優れた材料に変
更した。

～事例 3～

防耐火構造の施工や防
火設備の製造をする際
に、大臣認定の仕様と
異なるピッチで、ねじ
の留め付けを行った。

大臣認定不適合となると、特定行政庁において
建築基準法違反と判断される可能性があります。

大臣認定不適合は、
未然に防ぐことが重要です。

大臣認定品の認定内容の変更を検討する場合は、
指定性能評価機関にご相談ください。

相談先となる指定性能評価機関

指定性能評価機関によって、業務対象としている防耐火構造等・指定建築材
料の区分が異なります。詳しくは、一般社団法人 建築性能基準推進協会の
ホームページをご確認ください。右の二次元コードを読み取ることで指定性能評
価機関の一覧が閲覧可能です。

※二次元コードが読み取れない場合は、一般社団法人建築性能基準推進協会の
ホームページから「指定性能評価機関(指定区分別一覧)」を選択してください。

